

後期高齢者医療保険 各種申請本人確認書類一覧表

個人番号（マイナンバー）制度利用開始に伴い、後期高齢者医療保険関係申請書類に個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。

申請書等の受付時には「個人番号確認」及び「身元確認」を行います。ただし、個人番号が不明でも受付は可能です。

※代理人申請の場合、個人番号の記載の有無に関わらず、代理権の確認及び代理人の身元確認を行います。

※申請の際に必要なものは下表を参照のうえ、お持ちください。

※表中の「後期高齢者医療資格確認書」は、令和7年7月31日までは「後期高齢者医療被保険者証」でも受付は可能です。

※限度額適用・標準負担額減額認定再交付申請の受付は、令和7年7月31日で終了します。

No.	申請内容	届出に必要なもの	申請者の身元確認		被保険者の個人番号確認
			本人	代理人	
1	障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失届出書）	・障害者手帳など障害の等級が確認できる書類 ・現在加入している健康保険の資格が確認できるもの（取得時） ・後期高齢者医療資格確認書（撤回時）	○本人確認書類（※いずれも有効期限内のものに限る） ①1点で確認できるもの ・個人番号（マイナンバー）カード ・運転免許証 ・運転経歴証明（平成24年4月1日以降交付のものに限る）	○本人確認書類（※いずれも有効期限内のものに限る） ・個人番号（マイナンバー）カード ・運転免許証 ・運転経歴証明（平成24年4月1日以降交付のものに限る） ・住民基本台帳カード（顔写真付き） ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛の手帳（療育手帳） ・在留カード ・特別永住者証明書 ○代理権の確認できるもの ①法定代理人の場合 ・登記事項証明書 ・その他、法定代理人であることを証明する書類	・個人番号（マイナンバー）カード ・個人番号が記載された住民票の写し ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書 ※個人番号確認書類の提示ができない場合は、本人確認をしたうえで、システム等により検索した個人番号と相違ないか確認することで、個人番号確認の代用が可能。
2	再交付申請書				
3	被保険者資格の取得（変更・喪失）届出書	・生活保護受給証明書 ・後期高齢者医療資格確認書（生活保護受給開始の場合）	・住民基本台帳カード（顔写真付き） ・旅券（パスポート）		
4	基準収入額適用申請書	・確定申告書の写し（年金・給与以外の収入が分かるもの）	・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛の手帳（療育手帳） （障害認定申請時は、届出に必要な障害者手帳との兼用可）		
5	特定疾病認定申請書	・後期高齢者医療資格確認書 ・医師の意見書、診断書等	・在留カード		
6	限度額適用・標準負担額減額認定申請書（再交付のみ）※	・後期高齢者医療被保険者証	・特別永住者証明書		
7	食事療養費差額支給申請書	・後期高齢者医療資格確認書 ・領収書（内訳の記載があるもの） ・口座の確認ができるもの（通帳など）	・その他官公署が発行する顔写真付き証明書（個人識別事項が記載されたもの）		

				提出する書類	
8	療養費（補装具）支給申請書	・後期高齢者医療資格確認書 ・治療用装具製作指示装着証明書 ・領収書（原本） ・内訳書（領収書に記載があれば不要） ・写真（靴型装具の場合のみ） ・口座の確認ができるもの（通帳など）	②2点で確認できるもの ・公的医療保険の資格確認書 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・限度額適用認定証 ・介護保険証	②任意代理人の場合 ・委任状 ・資格確認書、介護保険証等の本人確認書類の預かり品	
9	療養費（一般療養費）支給申請書	・後期高齢者医療資格確認書 ・診療報酬明細書 ・領収書 ・口座の確認ができるもの（通帳など）	・年金証書 ・住民基本台帳カード（顔写真無し） ・印鑑登録証明書		
10	高額療養費支給申請書	・後期高齢者医療資格確認書 ・口座の確認ができるもの（通帳など）	・高額療養費申請書、高額介護合算療養費等支給申請書、基準収入額適用申請書等の個人識別事項が記載された申請書（ただし、代理人申請の場合は除く）		
11	高額介護合算療養費等支給申請書	・後期高齢者医療資格確認書 ・口座の確認ができるもの（通帳など） ・自己負担額証明書（都内での住所変更を行った場合のみ必要）	・その他官公署が発行する証明書（個人識別事項が記載されたもの）		